

保育園入園判定基準 平成 25 年 11 月 1 日改訂

【基本指数】

類型	細目		点数
1 居宅外労働	外勤	月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上	12
		月 20 日以上かつ 1 日 6 時間以上/月 16 日以上かつ 1 日 8 時間以上	11
		月 16 日以上かつ 1 日 6 時間以上	10
		月 16 日以上かつ 1 日 5 時間以上	9
		上記以外	8
	自営 (中心者)	月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上	11
		月 20 日以上かつ 1 日 6 時間以上/月 16 日以上かつ 1 日 8 時間以上	10
		月 16 日以上かつ 1 日 6 時間以上	9
		月 16 日以上かつ 1 日 5 時間以上	8
		上記以外	7
	自営 (補助者)	月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上	10
		月 20 日以上かつ 1 日 6 時間以上/月 16 日以上かつ 1 日 8 時間以上	9
		月 16 日以上かつ 1 日 6 時間以上	8
		月 16 日以上かつ 1 日 5 時間以上	7
		上記以外	6

類型	細目		点数
2 居宅内労働	自営 (中心者)	月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上	10
		月 20 日以上かつ 1 日 6 時間以上/月 16 日以上かつ 1 日 8 時間以上	9
		月 16 日以上かつ 1 日 6 時間以上	8
		月 16 日以上かつ 1 日 5 時間以上	7
		上記以外	6
	自営 (補助者)	月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上	9
		月 20 日以上かつ 1 日 6 時間以上/月 16 日以上かつ 1 日 8 時間以上	8
		月 16 日以上かつ 1 日 6 時間以上	7
		月 16 日以上かつ 1 日 5 時間以上	6
		上記以外	5
	内職	月 20 日以上かつ 1 日 8 時間以上	8
		月 20 日以上かつ 1 日 6 時間以上/月 16 日以上かつ 1 日 8 時間以上	7
		月 16 日以上かつ 1 日 6 時間以上	6
		月 16 日以上かつ 1 日 5 時間以上	5
		上記以外	4
求職			1
内定 (入園後就労開始)	上記に該当する就労時間の項目から		-2

類型	細目	点数	
3 妊娠、出産		11	
4 疾病、心身障害等	入院		12
	疾病	常時臥床	12
		精神疾患	12
		慢性疾患	10
	心身障害	重度心身障害者（身障手帳1・2級、聴覚障害3級）	12
		療育手帳A1・A2）	12
中度心身障害者（上記以外）		10	
5 病人の看護等	入院中の者の付き添いが常時必要	12	
	同居者の自宅看護	10	
	重度心身障害者（身障手帳1・2級、聴覚障害3級以上、療育手帳A1・A2）	12	
6 災害	災害等の復旧のため保育にあたれない	12	
7 その他	就学・技能取得のため	通学（月20日以上かつ1日6時間以上）	10
		通学（上記以外）	9
		自宅研究	7
	転園	5	
	福祉事務所長が保育に欠けると認める場合	所長が定める	

【調整指数】

保護者等の状況		点数
ひとり親世帯（ひとり親のみ）である/離婚・離婚調停中・死別等		+5
ひとり親世帯（祖父母同居の場合）である/離婚・離婚調停中・死別等		+4
ひとり親世帯（要件を満たしていない祖父母同居の場合）である/離婚・離婚調停中・死別等		+2
ひとり親世帯で求職活動中であり就労の見込みがあるもしくは必要性が高いと判断する場合		+1～ +5
ひとり親世帯だが離婚前提の別居中等の場合は上記から -1		
継続して長期間待機している	継続して18回以上審査している（初回入園希望月より一年半）	+3
	継続して12回以上審査している（初回入園希望月より一年）	+2
	継続して6回以上審査している（初回入園希望月より半年）	+1
きょうだいが入園している		+1
きょうだいでの申請である		+1
生活困窮	生活保護を受給している	+3
	最低生活費と同額程度	+2
保護者の一方が現在から入所後にかけて長期不在が見込まれる (保護者の一方が長期不在)	18か月以上	+3
	12か月以上18か月未満	+2
	6か月以上12か月未満	+1
有料で児童を預けている	認可外保育施設を利用している (1日5時間以上かつ週4日以上 または 月80時間かつ16日以上)	+2
	職場・職場内託児施設を利用している (1日5時間以上かつ週4日以上 または 月80時間かつ16日以上)	+1
	家庭的保育事業を利用している	+1
産休・育休明けである		+1
家庭児童相談室の支援を受けている		+1
児童相談所からの要請、または児童に対する保護の必要性確認された場合		+1 ～+5
転居・勤務地変更・兄弟同一園を希望する為の転園		+3
以前に在園していた児童が産休・育児休業を理由に退園した後、再度、保育所を希望する場合		+10
同居・二世帯・同一敷地内に保育要件を満たしていない祖父母が同居している場合 ※ひとり親世帯には適用しません。		-2
「主たる保育者」ではない保護者が保育要件を満たしていない場合 ※ひとり親世帯には適用しません。		-2
福祉事務所長が緊急性が高いと判断した場合		所長 が定 める